

平成27年(ワ)第180号 損害賠償請求事件

直送済

原告 高田一男 外150名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

被告準備書面(9)  
(原告準備書面(5)に対する反論)

平成29年10月24日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

被告訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 田 中 秀 幸



同 青 木 翔 太 郎



同 石 川 陽 菜



## 目 次

第1 はじめに .....	4
第2 中間指針等において定められている精神的損害の内容について .....	4
1 原告らの請求内容 .....	4
2 「1人当たり月額10万円」の合理性について .....	9
(1) 「合理的に算定した一定額の賠償」として定められていること .....	10
(2) 負傷を伴う精神的損害ではない避難等に係る慰謝料について、負傷を 伴う場合における自動車損害賠償責任保険等の基準を参考としている こと .....	10
(3) 過去の裁判例も参考にして基準を定めていること .....	10
(4) 時間の経過に伴う賠償額の遞減がなされていないこと .....	11
(5) 1人当たりの賠償額であること .....	12
(6) 財産的損害等については別途賠償されること .....	12
(7) まとめ .....	12
3 原町区の旧避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域において、避 難指示が長期化する場合の精神的損害が認められないこと .....	12
第3 「第2 避難慰謝料の内容」に対する反論 .....	14
1 「避難先住居での生活の限界（苦情・不便・不自由）」、「見知らぬ土地 での生活上の不安（苦痛・不安）」に関する原告らの主張について .....	14
2 「被ぼくによる不安・差別（不安・苦痛）」に関する原告らの主張につい て .....	16
3 「仕事の喪失（不安）」に関する原告らの主張について .....	17
4 「家族の離散（苦痛・不安）」に関する原告らの主張について .....	18
5 「被害者同士の軋轢（苦痛・不安）」に関する原告らの主張について ...	18
第4 「第4 避難慰謝料の終期」に対する反論 .....	19
1 原告らの主張について .....	19

2 慰謝料の賠償終期について .....	19
(1) 原告らの本件事故時住所地の避難指示の状況について .....	19
(2) 本件事故当時、旧避難指示解除準備区域に居住していた方に対する慰 謝料の賠償終期について .....	20
(3) 本件事故当時、旧緊急時避難準備区域に居住していた方に対する慰謝 料の賠償終期について .....	23
(4) 原告らの周囲の生活環境について .....	24
第5　まとめ .....	25

## 第1 はじめに

本準備書面においては、原告ら提出の準備書面（5）（原告らの避難慰謝料について）（以下、「原告ら準備書面（5）」という。）における原告らの主張に対して、必要な範囲で反論するものである。

なお、本書面で改めて定義しているものを除き、用語の略称は答弁書及び被告の準備書面の用例と同じである。

## 第2 中間指針等において定められている精神的損害の内容について

### 1 原告らの請求内容

原告らは、「避難慰謝料」とは、「原告らが本件事故によって、それまでの平穏な日常生活を失い、『包括的生活利益としての平穏生活権』を奪われ、『避難生活を余儀なくされたこと』から生じる精神的損害」、「避難所や滞在先での心身の苦痛、様々な不便、不自由、そして避難生活に常につきまとう今後への様々な不安感」であり（原告ら準備書面（5）の3～4頁、10頁），他方、「故郷喪失・変容慰謝料」とは、「原告ら住民が生活していた地域（故郷）コミュニティから切り離されることで、その地域コミュニティが失われあるいは変容してしまったことで、当該地域コミュニティでの平穏な日常生活における生活利益が奪われたことによる無形の損害及び精神的苦痛」であるところ、両者は「別の内容をなす損害であって、基本的に重複するものでない。」と主張して（原告ら準備書面（5）の9～10頁），本件訴訟において、避難慰謝料（1人当たり月額35万円）を請求するとともに、本件原発から半径20キロメートル圏内の旧避難指示解除準備区域に居住していた原告らについてはふるさと喪失慰謝料（1人当たり2000万円）または、本件原発から半径20キロメートル圏外30キロメートル圏内の旧緊急時避難準備区域に居住していた原告らについてはふるさと変容慰謝料（1人当たり1000万円）を請求している（訴状の103～104頁、109～110頁、原告ら準備書面（5）の

2頁)。

しかしながら、そもそも、政府による避難指示によって避難を余儀なくされた原告らの精神的苦痛としては、避難指示によって、従来享受してきた日常生活の基盤やコミュニティを喪失することによる精神的苦痛を受けるとともに、避難先における慣れない生活上の苦労が生ずることによる精神的苦痛が生ずるものであって、この両者は避難による一体不可分の精神的苦痛として（いわば表と裏をなすものとして）生じているのであり、また、生活基盤の喪失やコミュニティの喪失は、避難指示直後より継続的に発生しているものであるから、これを月額の避難に係る慰謝料の中で考慮しないということは全く考えられないものである。したがって、両者が別個の損害であるかのようにいう原告らの上記主張はそもそも失当である。

実際に、中間指針等においては、日常生活の阻害=本件事故以前に享受していた日常生活の阻害・喪失一を損害と捉えつつ、すなわちこれには両面があり、  
(a) 本件事故以前の日常生活の基盤・コミュニティの喪失及び (b) 避難後における生活上の苦痛を含む平穏な生活に対する侵害があることという表裏一体をなすそれぞれの精神的苦痛を避難に係る精神的損害の賠償対象とし、1人当たり月額10万円の精神的損害の賠償額の指針を定めているのであり、これは、上記 (a) 及び (b) の各精神的苦痛は、いずれも避難指示直後よりいずれも継続的に発生しているものであり、本件事故以前の生活の喪失と避難先での生活の苦労というのは表裏一体をなすものとして同時に生じている精神的苦痛の発生原因であり、両者は混然一体として生じており両者を分けることができないこと（それぞれが別個の訴訟物となるなどと解されるはずもないこと）からしても、十分合理的なものと評価できる。審査会においても、避難に係る慰謝料額の指針を検討するに当たって、表裏一体をなすものとして生じている上記 (a) と (b) の精神的苦痛をことさら分別して、上記 (b) のみを対象としての慰謝料額の指針を定めるなどという片手落ちの検討を行うことは到底

考えられないのであり、中間指針等は実際に、その双方を考慮して1人当たり月額10万円の賠償指針を定めていることを明らかにしている。

この点に関する中間指針等の考え方は、以下の記載からも裏付けられる。

#### ア 中間指針

中間指針は、「本件事故においては、少なくとも避難等対象者の相当数は、その状況に応じて、①避難及びこれに引き続く対象区域外滞在を長期間余儀なくされ、あるいは②本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされたことに伴い、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、あるいは③屋内退避を余儀なくされたことに伴い、行動の自由の制限等を長期間余儀なくされるなど、避難等による長期間の精神的苦痛を被っており、少なくともこれについては賠償すべき損害と観念することが可能である。したがって、この精神的損害については、合理的な範囲において、賠償すべき損害と認められる。」としている。

また、第1期の精神的損害の10万円の指針について、「本件事故後、避難等対象者の大半が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活のための基盤が形成されるまでの6ヶ月間（第1期）は、地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間といえる」としており（乙C1の21頁），避難生活中の日常生活の不便さだけではなく、本件事故以前の生活やその基盤を喪失したことに対する精神的苦痛や避難を余儀なくされたことに伴う帰宅の見通しのつかない不安等についても中間指針に基づく「避難等に係る慰謝料」の対象とされている。

したがって、中間指針によれば、「これまでの平穏な日常生活の阻害」すなわち、ふるさとでの生活の喪失を正面から慰謝料の対象として、「避難等

による長期間の精神的苦痛」を賠償すべき精神的損害として位置付けており、避難に伴う多様な精神的苦痛を個々に区分して論ずるのではなく、これらを包括的に考慮の上で、同指針に基づく精神的損害の賠償額の指針を定めてい る。

このように、中間指針の内容からも、上記のとおり、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われたこと」に対する大きな精神的苦痛があることを正面から評価して、「避難等に係る慰謝料」の損害額の指針として1人当たり月額10万円の賠 償額が定められているのである。

#### イ 中間指針第二次追補

第3期（避難指示区域見直しの時点から賠償終期まで）の精神的損害の賠 償について、避難指示解除準備区域については1人当たり月額10万円を目 安とし、居住制限区域については、これを概ね2年分まとめて1人当たり2 40万円の請求をすることができるとの指針が示されているところ、この趣 旨について、中間指針第二次追補は「避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるか分からない」という不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大等を 考慮した」としている（乙C3の6頁）。このように、時間の経過により避 難先での生活は相対的に安定すると考えられるが、他方で、ふるさとの生 活を失っており、いつ戻れるか分からないとの不安に伴う精神的苦痛はむしろ増大し得るとの考え方方が示されて、月額10万円の慰謝料額が示されてい るのである。

#### ウ 中間指針第四次追補

なお、帰還困難区域の旧居住者に対しての「避難が長期化する場合の慰謝 料」額についてであるが（原告らについて、かかる慰謝料請求権が発生しな

いことは後述3に述べるとおりである。), 帰還困難区域について、「第二次追補において、長期にわたって帰還できることによる損害額を5年分の避難に伴う慰謝料として一律に算定していることから、このうち、平成26年3月以降に相当する部分は、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に包含されると考えられるため、その分を加算額から控除することとした」としており(乙C4の6頁), 第二次追補に基づく避難に係る慰謝料においても、いわゆるふるさと喪失に係る精神的苦痛に係る事情を慰謝する趣旨が含まれていることが明言されているのである。

## エ 小括

原町区について、原告らがいう不可逆的・確定的な損害が生じているとは認められないが、他方で、原告らが長期間の避難生活を余儀なくされたことによってふるさとのコミュニティを喪失することによる精神的苦痛が生じていることが否定されるものではなく、そのような精神的苦痛については、本件事故当時旧避難指示解除準備区域に住所地を有する方に対しては、1人当たり850万円、本件事故当時旧緊急時避難準備区域に住所地を有する方に対しては、1人当たり180万円の慰謝料額において考慮されて賠償されているものである。

そして、本件事故当時、旧避難指示解除準備区域に住所地を有する方について、被告は、避難指示が解除された平成28年7月以降も、避難指示解除後の相当期間として平成30年3月までの1年8か月にわたって、また、本件事故当時、旧緊急時避難準備区域に住所地を有する方について、被告は、避難指示が解除された平成23年9月以降も、避難指示解除後の相当期間として平成24年8月までの11か月にわたって、本件事故直後と同額である1人当たり月額10万円の精神的損害の賠償を継続することとしており、か

かる賠償水準は、避難指示が解除されても直ちに原状回復ができるものではない中で、避難指示解除後の原町区内の状況が被告準備書面（6）において述べたとおりのものであることなどを踏まえても、本件事故と相当因果関係のある原告らの精神的損害を慰謝すべき賠償対象期間（避難指示解除後の相当期間）として、合理的であると評価できる。そして、かかる避難指示解除後の1人当たり月額10万円の慰謝料額にも、ふるさとのコミュニティ喪失に係る精神的苦痛に対する慰謝料の趣旨が含まれていることも前述のとおりである。

したがって、長期にわたる避難生活によって生じている生活基盤の喪失に係る精神的苦痛については、1人当たり850万円または180万円の精神的損害の賠償額において既に考慮されて、賠償されているものである。

以上のとおりであり、中間指針等に基づく避難に係る慰謝料が、上記の（b）のみを対象とした慰謝料であるかのようにいう原告らの主張は、被告が賠償している慰謝料の趣旨を正解しない又は曲解するものであって、それ自体が誤りである。被告は、中間指針等に基づき、上記の（a）及び（b）の精神的苦痛の双方を包括的に慰謝する趣旨で避難に係る慰謝料として1人当たり月額10万円の慰謝料額の賠償を行っているものであり、原告らが請求する避難慰謝料とふるさと喪失・変容慰謝料が別個のものであるかのようにいう原告らの主張は失当である。

## 2 「1人当たり月額10万円」の合理性について

その上で、以下のような事情を踏まえても、中間指針による「避難等に係る慰謝料」の損害額である「1人当たり月額10万円」については、裁判上の損害額としても十分に合理性・相当性が認められる賠償水準となっている。

(1) 「合理的に算定した一定額の賠償」として定められていること

中間指針は、その総論部分において「損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられる。」としているところ（乙C1の5頁），中間指針等において具体的な「一定額の賠償」を指針として定めているのは精神的損害の賠償額のみである。

したがって、中間指針等に定める精神的損害に関する賠償額の指針は、上記総論部分にいう「合理的に算定した一定額の賠償」を示したものであると解される。

(2) 負傷を伴う精神的損害ではない避難等に係る慰謝料について、負傷を伴う場合における自動車損害賠償責任保険等の基準を参考としていること

審査会においては、対象となる精神的苦痛は身体的な負傷を伴うものではないが、自賠責保険における慰謝料額をも参考にした上で、損害額の指針を定めている。

(3) 過去の裁判例も参考にして基準を定めていること

審査会における検討の参考に供されている過去の裁判例をまとめた資料（乙A21）によれば、例えば、身体的損害がない場合における擁壁の崩落や地滑り事故による家屋の損壊に起因する避難事業において、避難期間が約8年の擁壁崩落事業（乙C14の「身体的損害なし」の3番）においては慰謝料額として300万円が認容されており、また、同じく避難期間が約7年7か月の地滑り事業（乙C14の「身体的損害なし」の4番）では、財

物喪失による慰謝料として50万円、仮設プレハブ住宅に居住していた者は150万円の慰謝料が認容されている事例が紹介されている。

このような過去の裁判例の賠償水準に照らしても、1人当たり月額10万円の賠償額は合理性を有するものと認められる。

#### (4) 時間の経過に伴う賠償額の遞減がなされていないこと

身体的負傷を伴う交通事故の損害賠償では、時間の経過とともに精神的損害の賠償額が遞減することが一般である。

本件事故の避難者においても、身体的負傷は伴わないものの、本件事故直後の混雑期に比して、その後時間の経過とともに、仮設住宅や借上げ住宅等への入居が進むなどして避難生活の過酷さが緩和されることが考えられるところから、中間指針は、第2期（本件事故発生後6か月経過後から12か月経過後までの間）については、希望すれば大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど長期間の避難生活のための基盤が形成され、避難生活等の過酷さも第1期（本件事故発生から6か月間）に比して緩和されると考えられることを考慮し、交通事故損害賠償における期間経過に伴う慰謝料の変動状況も参考として、1人当たり月額5万円を目安とするとの指針を示しているが（乙C1の21～22頁），被告においては、第2期においても（及びその後においても）1人当たり月額10万円の賠償を維持している。

このため、避難先等で新居を購入するなどして、生活の本拠を移転し（転居し），客観的に避難の状態が終了したとみられる場合や、避難先において平常の生活を営んでいると認められる場合においても、本件事故直後の避難慰謝料と同額である1人当たり月額10万円の賠償額を遞減させることなく、賠償終期まで賠償することとなるものであり、本件事故と相当因果関係のある原子力損害としての精神的損害の賠償水準としては、原告らの精神的苦痛を慰謝するに足るものということができる。

### (5) 1人当たりの賠償額であること

この賠償額は1人当たりの賠償額であり、年齢による差異も設けられておらず、例えば、本件事故当時、避難指示解除準備区域に居住していた4人家族であれば、世帯単位では毎月40万円の精神的損害が賠償終期まで85か月間支払われる賠償水準となっている。

### (6) 財産的損害等については別途賠償されること

原告らの被害の全体像に対する適切な損害賠償を行うという観点からは、原告らの生活（就業を含む。）や住居の再建に関して、まずもってかかる直接的な損害に対し充実した賠償が行われることが重要であるところ、避難指示区域等に応じて、本件事故による営業損害、就労不能損害、財物損害、住居確保損害等の賠償が精神的損害の賠償とは別途に行われるものであり、このような財産的損害の賠償を含む賠償の全体像を踏まえても、被告が公表し、原告らに対して賠償をしている精神的損害の賠償の考え方及びその賠償額は何ら不合理でなく、むしろ、原告らの避難に係る精神的苦痛を慰謝する賠償として合理的である。

### (7) まとめ

以上の諸事情を踏まえれば、避難等に係る慰謝料の基礎額となる1人当たり月額10万円の損害額については、避難生活に係る不便等による精神的苦痛だけではなく、長期の避難による生活基盤の喪失に係る精神的苦痛をも包括的に慰謝する慰謝料額として、合理性・相当性を有するものである。

- 3 原町区の旧避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域において、避難指示が長期化する場合の精神的損害が認められないこと

中間指針第四次追補は、避難等対象者のうち、帰還困難区域等の避難の長期化が見込まれる区域の住民に対して、「避難が長期化する場合の精神的損害」の賠償の指針を示しているものであるところ、同第二次追補策定後の状況を踏まえ、「帰還困難区域については、将来にわたって居住を制限することが原則とされており、区域内の立入りは制限され、本格的な除染やインフラ復旧等は実施されておらず、現段階では避難指示解除までの見通しすら立たない状況であり、避難指示が長期化することが想定される」（乙C 4の1～2頁）との認識に基づいて、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括して賠償するものである（同5～6頁）。

これに対して、避難指示解除準備区域や居住制限区域（ただし、大熊町及び双葉町を除く。）においては、政府復興方針（乙A 19）に基づき、遅くとも本件事故から6年後（平成29年3月）までに避難指示を解除するとの政府方針が定められているところ、実際に、原町区に設定された避難指示解除準備区域は平成28年7月12日をもって既に解除され、旧緊急時避難準備区域に至っては平成23年9月30日をもって解除されており、また、かかる区域においては、各種の生活インフラの整備や生業が再開し、生活環境の整備がなされることによって帰還する住民が相当数いると認められ、国や自治体による復興支援策も期待できる状況にあるなど、これらの区域は「見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた」という客観的な状態ではなく、不可逆的・確定的な「ふるさと」喪失が生じているとは到底いえない。

また、被告準備書面（6）においても述べたとおり、避難指示解除の要件や南相馬市原町区内における事業や医療、学校等の社会的活動の再開状況や自治体による復興計画の策定及び復興に向けての各種の取組みの状況や除染の進捗状況、原町区における放射線量も年間20ミリシーベルト（3.8マイクロシ

一ベルト／時相当）を大きく下回り、年間1ミリシーベルト前後の水準となっているという状況等を踏まえれば、原告らがかかる区域に本件事故の放射線の影響によって客観的に帰還し得ず、不可逆的に原町区内での生活を喪失したなどという客観的状態にあるとは到底いうことができない。実際に、原告らの中には、すでに原町区に帰還している原告らが複数いる（原告ら準備書面（12）参照。）。

したがって、旧避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域については、今日でも帰還の見通しのつかない帰還困難区域とは全く異なる実情にあるから、原告らについては、避難慰謝料とは別に、避難指示が長期化することが見込まれることに関する精神的苦痛に対する慰謝料請求権は認められない。

なお、前述のとおり、旧避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域の旧居住者に対して賠償されている中間指針等に基づく避難に係る慰謝料額（1人当たり月額10万円）は、避難期間中における生活上の不便等の精神的苦痛だけではなく、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じる」（乙C1の21頁）という精神的苦痛も対象とするものであるから、被告公表賠償額の基礎となる月額10万円の避難に係る慰謝料額は、かかるコミュニティ喪失及び本件事故以前に享受していた生活基盤の喪失に対する慰謝料を含む趣旨のものであることに留意する必要がある。

### 第3 「第2 避難慰謝料の内容」に対する反論

#### 1 「避難先住居での生活の限界（苦情・不便・不自由）」、「見知らぬ土地での生活上の不安（苦痛・不安）」に関する原告らの主張について

原告らは、避難所や仮設住宅等での避難生活において、避難を3回以上行った者が多いことや、避難先が狭い、プライベートな空間がなくなったなど、住

環境が悪化したこと、また、見知らぬ土地での生活は、買い物をする店や、通院する病院を新たに覚え、避難先から通勤・通学したり、場合によっては転職・転校せざるを得なくなったりと、先行きが読めない中での生活、決断で、計り知れないストレスであると主張する（原告ら準備書面（5）の5～7頁）。

しかしながら、精神的損害の賠償の考え方については、被告準備書面（4）において詳述したとおり、中間指針は、政府の避難指示等に基づく避難等対象者の精神的損害について、政府による避難等の指示等があった対象区域から実際に避難した上、引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛（「避難に係る精神的損害」）、並びに、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛（「屋内退避に係る精神的損害」）を賠償対象としている（乙C1の19～20頁）。

具体的には、避難に係る精神的損害については、本件事故後、避難等対象者の大半が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活のための基盤が形成されるまでの6か月は、地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じることなどが考慮されており、さらに、避難当初の避難所等における長期間にわたる避難生活は、他の宿泊場所よりも生活環境・利便性・プライバシー確保の点からみて相対的に過酷な生活状況であったことは否定しがたいため、この点を損害額の加算要素として考慮している（乙Cの21頁）。

このように中間指針においては、「避難等による長期間の精神的苦痛」を賠償すべき精神的損害として位置付けており、避難に伴う多様な精神的苦痛を個々に区分して論ずるのではなく、これらを包括的に考慮の上で、同指針に基づく精神的損害の賠償額の指針を定めているのであって、通常避難生活によって生じる多様な精神的苦痛として、複数回避難することがあり得ることや、避難生活による住環境の悪化等の避難生活における不便さ等については、中間指針等において、精神的損害の賠償対象として考慮されているというべきであり、このような生活の変化は、中間指針等が定める賠償範囲を超えて、原告らの慰謝料請求を基礎付ける事情に当たるとはいえない。

さらに前述のとおり、中間指針では、精神的損害として「帰宅の見通しもつかない不安」等も考慮されており、避難生活中の日常生活の不便さだけではなく、本件事故以前の生活やその基盤を喪失したことに対する精神的苦痛や避難を余儀なくされたことに伴う帰宅の見通しのつかない不安等についても、中間指針に基づく「避難等に係る慰謝料」の対象とされている。

したがって、原告らが主張する避難生活における不便さや先行きの読めない生活でのストレスについては、中間指針等において賠償対象となっているところ、中間指針等及びこれに基づく被告公表賠償額が合理性を有することはすでに述べたとおりである。

2 「被ばくによる不安・差別（不安・苦痛）」に関する原告らの主張について  
原告らは、被ばくしたことによる健康に対する不安を持っており、また、健康被害が出なくとも、被ばくに対する偏見から、将来結婚に支障が出るのではないかと心配する未婚者や若い子を持つ親も多く、これらが大きなストレスとなっていると主張する（原告ら準備書面（5）の7頁）。

しかしながら、被告準備書面（6）の22頁以下において述べたとおり、南相馬市が実施する内部被ばく検査によれば、南相馬市で生は、内部被ばくのリ

スクは低く抑えられているとされており（乙A78の1、乙A52の29の4頁、5頁、乙A78の2）、また、外部被ばく検査においても、健康影響が心配されるレベルの値ではないとの評価がされており（A52の29の6頁、乙A79の1、乙A79の2）、原告らが受けた低線量被ばくの程度によって、原告らの健康に被害を及ぼす程度のものであるとは認められない。

また、不便な避難生活による多様な精神的苦痛や、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛については、中間指針等の定める賠償額の中で考慮されており、賠償の対象とされていることはすでに述べたとおりである上、第三者との人間関係におけるやり取りにおいて不愉快な思いをすることがあったとしても、それらは当該避難者らとその周辺の個々人の人間関係や認識等に起因するものであって、本件事故と相当因果関係のある被告による法的権利の侵害に当たるとはいえない。

### 3 「仕事の喪失（不安）」に関する原告らの主張について

原告らは、避難によって仕事を失い、また、多くは兼業農家であり、農地が放射性物質によって汚染されたことに加え、避難生活によって生業を失ったと主張する（原告ら準備書面（5）の7～8頁）。

しかしながら、被告は、本件事故と相当因果関係の認められる就労不能損害や営業損害については、精神的損害とは別個に賠償を行っている。

また、被告準備書面（6）に記載のとおり、福島県において、雇用動向については、震災後、全国平均を上回るペースで有効求人倍率が改善しており、消費活動や経済活動も活発に行われているなど、少なくとも、本件事故から一定期間が経過した後において、従前と同様の職に就くことが困難な状況にはあるとはいえない。

さらに、被告準備書面（6）に記載のとおり、一部の事業活動や農業活動は再開されつつあり、また、避難先においても就業することが困難であるとの具

体的な事情はうかがえない。

#### 4 「家族の離散（苦痛・不安）」に関する原告らの主張について

原告らは、本件事故前は広い住居に2世代あるいは3世代同居の生活を送っていたところ、本件事故後、避難先の住居の狭さや子供たちには放射線被ばくを避けさせたいとの思いから、世代別の避難となったり、夫婦が分かれて避難したりする事態に至り、親子間、祖父母と孫間の交流が絶たれ、味気ない生活になったと主張する（原告ら準備書面（5）の8～9頁）。

しかしながら、前述のとおり、中間指針においては、通常避難生活によって生じる多様な精神的苦痛として、避難生活における不便さ等については、中間指針等において、精神的損害の賠償対象として考慮されているというべきであり、このような生活の変化は、中間指針等が定める賠償範囲を超えて、原告らの慰謝料請求を基礎付ける事情に当たるとはいえない。

#### 5 「被害者同士の軋轢（苦痛・不安）」に関する原告らの主張について

原告らは、隣人の生活音を気にしたり、他人に見られているような思いをしたりして肩身の狭い思いをするなどの軋轢があり、また、同じ被害者でも本件原発からの半径20キロメートル圏内か圏外であるかによって、被告の損害賠償に差異が生じることになった軋轢があると主張する（原告ら準備書面（5）の9頁）。

しかしながら、前述のとおり、通常避難生活によって生じる多様な精神的苦痛として、避難生活による住環境の悪化等の避難生活における不便さについては、中間指針等において、精神的損害の賠償対象として考慮されているというべきであり、このような生活の変化は、中間指針等が定める賠償範囲を超えて、原告らの慰謝料請求を基礎付ける事情に当たるとはいえない。

また、被告準備書面（3）において述べたとおり、精神的損害の賠償に関する

る、中間指針等及び被告の賠償基準の合理性は認められるのであるから、原告らの主張には理由がない。

#### 第4 「第4 避難慰謝料の終期」に対する反論

##### 1 原告らの主張について

原告らは、避難指示が解除され、かつ現実に生活することができる程度に、当該地域の状況が復興するに必要な相当期間が経過した段階で、避難慰謝料の終期に至るところ、相当数の住民が帰還しなければ、多くの流通やサービス業は現実に再展開することは困難であり、このような複合的な様々な要素がほぼ全面的に回復・復旧した段階に至ってはじめて、「現実に生活することができる程度に、当該地域の状況が復興した」と評価でき、さらにそのような状況に至っても、避難していた住民の個別的な事情により、相当期間が経過するまでの間に帰還か移住かを決められないこともあるが、原告らについては、周囲の生活環境を踏まえると、「避難指示が解除され、かつ現実に生活することができる程度に当該地域の状況が復興した」と評価できる状況に至ったとはいえない」と主張する（原告ら準備書面（5）の10～13頁）。

しかしながら、以下に述べるとおり、原告らについて、被告公表賠償額を超える慰謝料請求は認められないというべきである。

なお、原告らは、南相馬市の旧緊急時避難準備区域については平成24年4月16日に解除されたと主張するが（原告ら準備書面（5）の11頁），正しくは平成23年9月30日である（乙A9）。

##### 2 慰謝料の賠償終期について

###### (1) 原告らの本件事故時住所地の避難指示の状況について

原告らの本件事故時の住所地は避難指示解除準備区域または緊急時避難準備区域に指定されているが、前者は平成28年7月12日をもって、後者は

平成23年9月30日をもって指定解除されており（乙A129、乙A9），以後は、避難等に関する指示の対象とはなっていない。

（2）本件事故当時、旧避難指示解除準備区域に居住していた方に対する慰謝料の賠償終期について

被告は中間指針等及び政府復興方針（乙A19）を踏まえて、本件事故当時、旧避難指示解除準備区域に居住していた原告らに対しては、平成23年3月11日から平成30年3月末までの7年1か月分について、遞減なしでの月額10万円の精神的損害の賠償をすることとしており、総額1人当たり850万円となる。

かかる精神的損害の賠償額は、平成29年3月までに避難指示が解除される場合と同等の支払いを行うとの考え方に基づき、その後の1年間の相当期間の経過をもって精神的損害の賠償終期とするとの考え方から定められている。これは、中間指針において「終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない」（乙C1の18～19頁）との指針及び中間指針第四次追補において、この「『相当期間』は、避難指示区域については、1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする」（乙C4の4～5頁）との指針が示されていることに基づくものであるが、南相馬市については、避難指示が平成28年7月12日に解除されているため、避難指示解除後の賠償対象となるべき「相当期間」は結果として平成30年3月末までの約1年8か月という長期にわたっており、この間、1人当たり月額10万円の賠償が継続されているものである。

このような賠償対象期間についても、以下で述べるとおり、原告らの精神的苦痛を慰謝するものとして、合理的である。

ア 避難指示解除後 1 年の相当期間経過後は精神的損害の賠償終期を迎えることには合理性があること

避難に係る精神的損害の賠償終期については、中間指針は「終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とならない」との指針を示し（乙C 1 の 18～19 頁），また中間指針第四次追補は、この相当期間について、「1 年間を当面の目安」としている（乙C 4 の 5 頁）。

この点については、①避難生活が長期にわたり、帰還するには相応の準備期間が必要であること、②例えば学校の新学期など生活の節目となる時期に帰還することが合理的であること、③避難指示の解除は、平成 23 年 1 2 月の原子力災害対策本部決定に基づき、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスが概ね復旧した段階において、子供の生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗を考慮して、県、市町村及び住民と十分な協議を行うことなどっていること、④こうした住民との協議により、住民としても解除時期を予想して避難指示解除前からある程度の帰還のための準備を行うことが可能であること等を考慮し、目安となる期間については、特に、個々の避難者によってその節目となる時期がさまざまであり、こうした節目の時期を含みうる期間とすることが適当と考えられ、また、避難指示解除が検討されている区域の現状も考慮した上で、当面の目安を 1 年間としているものである（乙 C 4 の 4～8 頁）。

そして、政府による避難指示の解除は、放射線量の低下だけでなく、生活インフラや生活関連サービスの状況を踏まえて行われるものであり、平成 23 年 1 2 月 26 日に公表されている原子力災害対策本部の考え方によれば、「電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民と

の十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する」とされている（乙A13の8頁参照）。

そして、すでに述べているとおり、実際に、南相馬市内の旧避難指示解除準備区域の空間放射線量は、年間1ミリシーベルト前後の空間放射線量の水準にまで低下していると認められる。年間20ミリシーベルトを下回る放射線による発がんリスクについては、社会的にも受け入れられている肥満や運動不足、野菜不足などのリスクに比べても検出できないほど小さいものとされており、このような低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見に基づいても、避難指示の解除後に旧避難指示解除準備区域で生活することによる低線量被ばくによる健康影響は問題となるものではなく、避難指示の解除後に本件事故による放射線の影響によって帰還し得ないという状況は客観的に解消されていること、避難指示解除準備区域では、避難指示解除前から一定の活動が許容されている実情にあり、主要道路の通過交通や住民の方の一時立入、公益目的の立入が許されるほか、復旧・復興に不可欠な事業の再開や居住者を対象としない製造業等の事業、復興作業や一時帰宅者等を対象とする事業を再開することが許容されており、また営農・営林も許容されているところであり、実際に、避難指示解除以前から事業を再開している事業者が相当数存在していること、避難指示解除後においても多数の事業者が事業を再開し、小中学校・高校も授業を再開しており、お祭り等の社会的活動も再開されている現状にあることからすれば、原町区の旧避難指示解除準備区域において、その指定解除後約1年8か月にわたる避難指示解除後の相当期間の経過後にあっては、本件事故による放射線の影響と相当因果関係のある精神的損害の賠償終期を迎えることについては十分合理性がある。

イ 第1期における「本件事故直後の精神的損害の賠償額」が遅延されずに7年1か月にわたりて賠償されること

被告が公表している1人当たり月額10万円という賠償額は、本件事故直後の1月当たりの慰謝料額と同額であるところ、中間指針も述べるように、第2期（本件事故後6か月経過時点～12か月経過時点までの間）においては、避難生活の過酷さも緩和されると考えられることから、1人当たり月額5万円の精神的損害の賠償指針を示していることを踏まえれば、本件事故から6年経過後以降の相当期間に限っても、1年間にわたって1人当たり月額10万円の賠償を継続することは、月額5万円を基礎とすると仮定した場合には、実質的に2年間分の精神的損害を賠償していることに他ならない水準となっている。

また、南相馬市については平成28年7月12日をもって既に避難指示が解除されており、前述のとおり、「相当期間」は約1年8か月に及ぶこととなるのであり、本件事故による放射線の影響に起因する政府の避難指示と相当因果関係のある精神的損害については、このような賠償によって慰謝されるものというべきである。

### （3）本件事故当時、旧緊急時避難準備区域に居住していた方に対する慰謝料の賠償終期について

中間指針第二次追補（乙C3）は、旧緊急時避難準備区域の精神的損害について、平成24年8月末までをもって終期の目安とするとしているところ（同7頁），その理由として、①この区域におけるインフラ復旧は平成24年3月末までに概ね完了する見通しであること、②その後も生活環境の整備には一定の期間を要する見込みであるものの、平成24年度第2学期が始まる同年9月までには関係市町村において、当該市町村内の学校に通学できる環境が整う予定であること、③避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を考慮したものとしている（同7～8頁）。

このような考え方については、旧緊急時避難準備区域が、緊急時に備えて避難の準備ができるように求めるものであったこと、指定解除に先立って、対象自治体が復旧計画を策定し、政府（原子力災害対策本部）に提出しており、これに基づく政府と関係市町村との意見交換や連携を経たうえで、原子力安全委員会も指定解除について「差し支えない」と回答していることも踏まえ、平成23年9月30日をもって指定が解除されていること、その前後を通じて本件事故後には同区域への立入は禁じられていないこと、被告準備書面（6）において述べたとおり、旧緊急時避難準備区域においては、平成24年8月頃までにはインフラの回復等が進捗しており、空間放射線量も低減していることなどを踏まえて上記の終期が定められたものであり、対象市町村の本件事故後の実情を踏まえても、かかる賠償終期の指針には合理性・相当性がある。

したがって、被告公表賠償額が、平成24年8月までの期間を対象として、1人当たり月額10万円の避難等に係る慰謝料を、金額を過減させずに賠償することには合理性があり、旧緊急時避難準備区域の精神的損害を慰謝するに足るものであって、これを超える原告らの慰謝料請求には理由がない。

#### （4）原告らの周囲の生活環境について

被告準備書面（6）においても述べたとおり、本件事故当時原町区に居住していた原告らの周囲の生活環境については、復興が進んでいる状況にある。

- ・ 商業施設は本件事故後順次再開しており、大型ショッピングモールを併設するイオンスーパーセンター南相馬店も平成23年5月6日に営業再開している（乙A106～乙A107の2）。
- ・ 医療機関は順次診察を再開している（乙A73、乙A52の7、乙A52の16、乙A102の1～乙A103）。

- ・ 南相馬市では、平成26年には、帰還困難区域を除くすべての水田で米作りができるようになり（乙A52の49、乙A116），農作物についても南相馬市の旧緊急時避難準備区域では、一部を除き、家庭菜園で採れた野菜を食べることに問題はないとされている（乙A52の6）。
- ・ 旧緊急時避難準備区域では、平成23年10月から同年11月にかけて行われたモニタリング結果によれば、飲用の井戸水等地下水から放射性物質は概ね不検出であり、一部検出された井戸水についても、摂取しても問題がない十分に安全なレベルとして設定された摂取制限に関する指標を下回っていることが確認されており（乙A92），また、避難指示解除準備区域においても、平成24年6月から同年9月にかけて実施された飲料用井戸水放射性物質モニタリング調査の結果によれば、放射性物質は「不検出」となっている（乙A52の40の7頁）。
- ・ 南相馬市の市外避難者数は、平成28年7月28日時点で、南相馬市の人口の約13.2パーセントにとどまっている。
- ・ 常磐線が一部不通となったのは本件地震及び本件津波の影響であるが、その後、バスが運行を再開し、また、常磐線も順次営業運転を再開するなどしている（乙A73、乙A96の1～乙A98）。

## 第5 まとめ

以上のとおり、被告は、原告らが主張する「避難慰謝料」と「ふるさと喪失・変容慰謝料」の内容となっている精神的苦痛については、中間指針等に基づき、双方を包括的に慰謝する趣旨で1人当たり月額10万円の慰謝料を賠償済みであるから、中間指針等に基づき被告が公表する避難に係る慰謝料額を超える慰謝料請求には理由がない。

以上